

## 川崎市空家等対策計画改定検討会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 総合的かつ計画的な空家等対策を推進することを目的として、本市の空家等対策を定めた「川崎市空家等対策計画（以下「対策計画」という。）」を改定するため、「川崎市空家等対策計画改定検討会議（以下「検討会議」という。）」を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 対策計画の改定にあたり必要な事項に関すること。
- (2) その他必要と認められること。

### (組織及び構成)

第3条 検討会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 座長は、まちづくり局住宅政策部長をもって充てる。

### (会議)

第4条 検討会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見・説明、資料提出等を求めることができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議の招集に代えて書面による審議等とすることができる。

### (事務局)

第5条 検討会議の事務局は、まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は座長が検討会議に諮って定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 2 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

|   |                           |
|---|---------------------------|
|   | 総務企画局 都市政策部 企画調整課長        |
|   | 総務企画局 行政改革マネジメント推進室 担当課長  |
|   | 危機管理本部 危機管理部 担当課長         |
|   | 財政局 財政部 財政課長              |
|   | 財政局 税務部 資産税管理課長           |
|   | 市民文化局 市民生活部 地域安全推進課長      |
|   | 市民文化局 コミュニティ推進部 協働・連携推進課長 |
|   | 市民文化局 コミュニティ推進部 市民活動推進課長  |
|   | 環境局 生活環境部 収集計画課長          |
|   | 健康福祉局 保健医療政策部 生活衛生課長      |
|   | まちづくり局 総務部 企画課長           |
| ◎ | まちづくり局 住宅政策部長             |
|   | まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課長     |
| ○ | まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課 担当課長 |
|   | まちづくり局 指導部 建築指導課長         |
|   | まちづくり局 指導部 宅地企画指導課長       |
|   | 建設緑政局 道路河川管理部 路政課長        |
|   | 消防局 予防部 予防課長              |
|   | 川崎区役所 まちづくり推進部 地域振興課長     |
|   | 幸区役所 まちづくり推進部 地域振興課長      |
|   | 中原区役所 まちづくり推進部 地域振興課長     |
|   | 高津区役所 まちづくり推進部 地域振興課長     |
|   | 宮前区役所 まちづくり推進部 地域振興課長     |
|   | 多摩区役所 まちづくり推進部 地域振興課長     |
|   | 麻生区役所 まちづくり推進部 地域振興課長     |

備考 座長◎、事務局○